

大口町告示第82号

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

別表区分の項中「2～6」を「4～6」に、「1以下」を「3以下」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新

別表（第4条関係）

| 区 分 | 障害支援区分 <u>4～6</u> | 障害支援区分 <u>3以下</u> |
|--------|---|---|
| 補助基準額 | <p>利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき 2,210円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> | <p>利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき 1,255円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> |
| 補助対象日数 | <p>障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数</p> <p>ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。</p> | |
| 補助対象経費 | <p>共同生活援助に要する経費 (給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等)</p> | |
| 補助交付額 | <p>運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。</p> | |

別表（第4条関係）

| 区 分 | 障害支援区分 <u>2～6</u> | 障害支援区分 <u>1以下</u> |
|--------|--|--|
| 補助基準額 | <p>利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき 2, 210円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> | <p>利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき 1, 255円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> |
| 補助対象日数 | <p>障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数</p> <p>ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。</p> | |
| 補助対象経費 | <p>共同生活援助に要する経費</p> <p>（給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）</p> | |
| 補助交付額 | <p>運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。</p> | |